

1. 規約

- ・ 当社と借受人は下記の通りレンタル契約を締結します。
- ・ 当社は、この契約書の定めるところにより、レンタル商品を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとし、なお、この契約書に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとし、当社は、この契約書の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとし、

2. 第1条〈レンタル期間〉

- ・ レンタル期間は本書記載に基づくものとし、
- ・ レンタル期間が終了した場合、速やかにご返却ください。
- ・ 期間の延長希望の場合は期間満了前に必ずご連絡ください。
- ・ ご連絡がない場合は強制的に回収させていただきます。

3. 第2条〈料金〉

- ・ レンタル料は業務が完了し、正式なレンタル期間が確定しだい請求致します。
- ・ 料金は当社が定めたレンタル料、契約に基づいた付随金、消費税の合計金額になります。
- ・ パックレンタル現場指導員派遣において交通費宿泊費は、見積りに計上させていただきます。
- ・ 返却指定の日程をすぎても返却がなされない場合、遅延損害料をいただきます。
- ・ 途中解約される場合は当社に返却していただいた前日までをレンタル期間と

し、その期間に対応した割引率を適応させていただきます。

- ・ 商品引き渡しの際の送料はお客様が負担、納品時着払いで送らせていただきます。
- ・ お支払いは原則として請求書発行から30日以内に銀行振り込みにてお願いいたします。

4. 第3条〈解約・変更〉

- ① 借受人は、下記の項目に該当する場合を除き、借受期間中であっても、当社の同意を得てレンタル契約を解約、変更することができるものとし、

a 借受条件の変更によってレンタル業務に支障が生じるときは、その変更を承諾しないことがあります。

b 借受人の責に帰する事由によるレンタル商品の事故又は故障のためレンタル期間中に返還したとき。(当社は受領した前受金を返納しないものとし、)

c 当社が別途定める規定に該当するとき。

- ② 借受人が下記の項目に該当したとき、当社は何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除出来るものとし、

a 他から仮差押え、仮処分、差押え、強制執行を受け、競売、破産、和議、会社更正などの申告があったとき。(借受人は直ちに当社に直ちにその旨を通知し、かつ当社の権利擁護に協力する。)

b 本契約の条項に違反したとき。

5. 第4条〈補償・免責〉

- ・ 災害や不可抗力の事由による故障については免責いたします。
- ・ ただし借受人の責に帰する事由については免責事項とさせていただきます(借受人の責に帰する破損、過失による

トラブルは別途見積もりによる実費精算といたします)。

- ・ また機器の盗難、紛失については、当社の別規定により残存価格を超えない範囲で請求致します。

6. 第5条〈禁止〉

- ・ 当社の承諾無く商品に他の物件の附着、改造、切断、性能などの変更はお断りします。
- ・ 商品を第三者に譲渡、転貸、質入れ、担保権の設定などをする事はできません。
- ・ 当社ではいつでも借受人の占有する場所に立ち入って物件の現状、保管状況を検査する事ができるものとします。
- ・ 本条又は、レンタル商品が返還されない場合で、刑法に違反する行為があった場合は、当社は法的手続きを開始することがあります。

7. 第6条〈責任〉

- ・ 商品は宅急便でお届けとなります。
- ・ 発送前に当社のスタッフが規格、作動状態および発送数量を確認してお送り致しますが、お受け取り時に借受人自身でもご確認ください。
- ・ 商品の故障もしくはその兆候が有るときは、すぐに当社にご連絡ください。
- ・ 借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタル商品を使用し、保管するものとします。
- ・ レンタル商品の通常管理経費は借受人の負担とします。管理責任は、レンタル商品の引き渡しを受けたときに始まり、当社に返還したときに終わるものとします。
- ・ 当社の責に帰する故障については代替機への交換または故障前までのレンタ

ル料金の精算とさせていただきます。

- ・ 借受人の操作方法の誤り、故意もしくは過失による故障および事故などについて、当社は一切の責任を負いません。
- ・ また如何なる場合も故障や操作ミスに起因するトラブル弁償については応じかねます。ご了承ください。
- ・ 借受人は、レンタル商品を使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。
- ・ 借受人が上記の各項の約束を破られた場合、当社は通知、催告なしで商品の引き上げまたは返還の請求をし、レンタル契約の解除と損害賠償を請求致します。

8. 第7条〈補償制度・事故〉

- ・ 天災や不可抗力な事由による商品の破損、故障は当社で補償いたしますが、故意または重過失については免責とさせていただきます。
- ・ 借受人の操作方法の誤り、故意もしくは過失による故障および事故などについて、当社は一切の責任を負いません。
- ・ 機器の紛失については、当社の別規定の残存価格により請求致します。
- ・ 如何なる場合も、故障や操作ミスに起因するトラブル弁償については応じかねますので了承ください。
- ・ 前項に定めるほか、お客様は、レンタル商品を使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。

以上